

Title	小池先生の人と学問
Sub Title	
Author	田中, 實(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.6 (1977. 6) ,p.92- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小池隆一先生追悼記事
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770615-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小池先生の人と学問

田 中 實

小池隆一先生は、円満・快活なお人柄で、賑やかなことがお好きな上、人づきあいもママであられた。塾内だけでなく、ひろく学界に知己が多く、またバレーボール部や長唄研究会の部長や会長をながくお勤めになられたことは、周知の通りであ

る。

昭和二一年九月、私が、ゼミの指導教授・峯村先生のご紹介で小池先生にお目にかかり、民法専攻のご許可をいただいで以来、小池先生が渋い顔をなさつたり、お怒りになつたりしたのを見たことは、ほとんどない。いつも、文字通り春風駉蕩という風格であられた。

小池先生が塾の法律学科を出られたのは大正一〇年であるが、それは私自身の生まれた年でもあり、その偶然の一致から、先生は、あたかも父親のような慈愛をかけてくださった。その寛容さに甘えて、私は、小池先生のご指導のもとに民法専攻という看板を掲げながら、まことに自由な勉強をさせていただいた。それどころか、時には、公然と、先生の考え方と異なる説を述べるような不遜なことを敢てすることもあつた(例えば、小池先生のご論稿「離婚による財産分与の性質について」本誌二九卷一・二・三合併号、「財産分与請求権について」綜合法学一卷四号、「離婚による財産分与請求権について」民商法雜誌三九卷一・二・三合併号等と、拙稿「財産分与の一考察」本誌二六卷六・七号を対比参照)。

友人たち(とくに、国立大学系の人)は、今にも私が破門されるのではないかと心配してくれたが、先生は露ほどもそのような態度は見せず、ただ、折あるごとに、学説の違い・物の考え方の違いを指摘し、ディスカッションを継続して、むしろお楽

しみの風でさえあつた。

指導教授として、けつして自説を押し付けることなく、他方、納得できないところは、いくらでも議論を継続・展開させてゆく——そのような先生の態度から、私は常に、学問の世界の広さと厳しさを教えられたような気がする。

*

民法学者としての小池先生の業績については、数多い著書・論文によつて示されている通りで、一々ここで改めて紹介する必要もあるまいが、私としては、つぎの二つの点をあげておきたいと考える。

その一は、総則から親族相続法に至るまで、民法全編にわたつて体系的に一貫した教科書を書かれたことである。しかも、第一冊目・昭和六年の「日本債権法各論」から、第五冊目・昭和八年の「日本債権法総論」まで、わずか三年ほどで一通り完成されていることは、たいへんなスピードである。その直後に、学位論文となつた「準契約及事務管理の研究」（昭和一〇年刊）を世に問われているのだから、まつたく驚くばかりのエネルギーといえよう。

民法は条文数が一〇〇〇をこえる大法典で、しかも財産法と家族法とはかなり原理的な相違点もあるから、その全体につ

いて調子の揃つた体系書を書くことは至難の仕事であり、わが国の学者では、わずかに故永田菊四郎博士（日本大学）の「新民法要義」（全六冊）位しか見当たらない。講義や教科書類では、民法全部を一通りこなすべきだというのが、先生の平生の信念であつたが、それを見事に実行されたわけである。

その二は、先にも記したように、「準契約及事務管理の研究」という、きわめてユニークな水準の高い研究書を出されたことである。

事務管理とは、他人の事務にタッチした場合の法律関係に関するもので（民法六九七条以下参照）、いわば親切に対する法的制度であるが、小池先生は、ひろい比較法的考察を基礎にして、社会連帯観念から事務管理に高い意義づけを与えるべきものとする独特の制度的認識を明らかにし、すすんで日本民法上の事務管理規定の解釈的構成と批判にまで及んでおられる。そこには、安易な法解釈学者たることを以てしては満足されえない先生の面目躍如たるものが見出される。

この研究は、初版刊行以来（新版による再刊は昭和三八年）、既に四〇年の歳月を経過しながら、なお学術的価値を失わず、およそ事務管理の問題を研究しようとする後進学徒の、まず手にとるべき必読の古典的名著とされている。

以上のように、小池先生の学問的業績は広汎かつ重厚なもの

であつて、まさに学問の道に志す者の指標として仰ぐべき巨峰の一つといわなければならない。

いま、先生を失い、不肖の門下生として、途方にくれる思いであるけれども、改めて積年にわたる温いご慈愛とご指導とを思い、学問への決意を新たにしたいのである。

*

小池先生の亡くなられたのは、四月一七日午後五時五十分なつてゐるが、ご容態が急変したのは五時五分過ぎごろの由である。

担当の医師の説明によれば、突然、ケイレンがあり呼吸切迫の症状を呈し、付添婦の急報で、看護婦とともにかけつけた。発熱は三九度。五時一〇分、呼吸停止。直ちに人工呼吸、酸素吸入を開始。効果みえず、五時三〇分、心臓停止。心臓マッサージを開始。やはり効果みえず。五時五五分、瞳孔反応なく、死亡を確認。……

同日午後二時半の診察では、とくに異状の所見なく、体温は三七度であつたものが、急に三九度にあがり、ケイレンもあつたとすれば、恐らく脳内にかんりの出血が起つたのが原因と思われる。診断としては、脳動脈硬化症……とのことである。

実は、偶然にも、その直前の四時半少し過ぎまで、私は先生

の病牀の傍らに侍していた。これも、何かの深いご縁によるのであろうか。

その日は日曜日で、私は、翌日の月曜日にお見舞に伺う予定にしていた。昼食をとつているうちに、何とはなしに、今日お見舞に伺おうという気になつて、自分で車を運転して出かけた。

初めての道で、不案内のため、だいぶ時間がかかり、町田市の常盤病院に着いたのは、午後四時を少し廻つていた。掲示をみると、面会時間は五時までとなつていたので、看護婦に聞いて、すぐ病室に通つた。

先生は、一六畳ほどの和室にひとり寝ておられたが、ひと目見て、前回のお見舞のときよりずっと病状がお悪いように感じられた。おやつれがひどく、何を話しかけても、手を握つても、ほとんど反応がなかつたからである。時に何かおつしやるが、よく聞きとれない。念のため、額に手を当ててみると、かなり熱かつたが、傍らの付添婦の話では、昨日は熱が高かつたが今日は下がつているとの説明であつたし、脈は少し早目であつたものの、たいへん力づよく打つていた。また、とくにお苦しみ様子は見えなかつた。

しばらく先生の病状を見守りながら、付添婦や看護婦と話をしていたが、やがて食事時間となり、二人とも何か忙しそうに

始めたので、先生また参りますと挨拶を申しあげて、病室を出た。

しかし、病院の玄関を出たとたん、私は、もうこれが最後という深い絶望感に襲われた。涙がドッとあふれ、目の前が昏くなつた。やつと車のドアをあけ、運転席に入ったものの、悲しみに打ちひしがれ、どうしてもハンドルを握る気にはなれなかつた。私は、茫然と涙の流れるのにまかせていた。

常盤病院は、町田街道に面した小高い丘の上にある。晩春の明るい陽は、しだいに西に傾いて、高い空のスジ雲が輝き、美しい夕映えが始まろうとしていた。ひろびろとした新緑の相模野は、涙にかすんで、この上なく優しく、のどかに見えた。

一日に夕方があり、夜という終りがあるように、人の一生にも晩年があり、死という終りがなければならぬ。……ようやく気をとり直し、車をスタートさせて、病院の丘を下りながら、心のなかでは、小池先生お別れです、長い間ありがとうございました、くり返し叫んでいた。

街道に出て、車の流れにまぎれこんだとき、再び絶望感に襲われた私は、気分を変えなければと、カー・ステレオのスイッチを入れてみた。

スピーカーから流れ出したのは、イエスタデイ・ワンスモアの甘く切ないメロディー。ああ、楽しかった昨日よ、もう一度。

その感慨は、何も失われた恋への追憶ばかりとは限らない。三十数年にわたる小池先生との長い交誼と、その間のさまざまな出来事とを、私は、一瞬のうちに思い返していた。

その頃、先生のご容態は、急変していたわけである。

終りに、謹んで、先生のご冥福をお祈り申しあげる。

(昭和五三年五月十五日)